



## 旭川東警察署交通だより

令和6年6月4日  
旭川東警察署  
交通第一課企画係

### ～ 飲 酒 運 転 の 根 絶 ～



# 絶対ダメ、飲酒運転

過去におきた飲酒運転による死傷事故（平成27年6月6日発生の砂川市における5人死傷事故、平成26年7月13日発生の小樽市における4人死傷事故等）を風化させず、一人ひとりが『北海道飲酒運転の根絶に関する条例』の基本理念である、飲酒運転を「しない」「させない」「許さない」そして見逃さないという意識を持ち、飲酒運転の根絶に努めましょう。

**罰せられるのは運転者だけではなく！  
下記の者も処罰の対象となります。**



車両提供者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転者が酒酔い運転をした場合 罰則～5年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li><li>・ 運転者が酒気帯び運転をした場合 罰則～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li></ul>
酒類提供者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転者が酒酔い運転をした場合 罰則～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li><li>・ 運転者が酒気帯び運転をした場合 罰則～2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</li></ul>
飲酒運転車両 への同乗者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転者が酒を飲んでいることを知りながら同乗した場合 罰則～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 若しくは、 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ※ 罰則は運転者の状況等により異なります。</li></ul>